

## 財産区議会と財産区管理会の主たる相違点

(根拠：地方自治法第295条、296条、296条の2～5)

区分	財産区議会	財産区管理会
設置根拠	県知事が市議会の議決により条例設置	市長が市議会の議決により条例設置
権限	財産の運用・処分 収支予算及び収支決算の議決	議決権はなく、市議会が議決 その際、管理会の同意が必要 同意を要する事項は条例で規定
組織構成	公職選挙法に基づく選挙により議会議員を選出	市長が市議会の同意を得て管理委員を選任
定数 任期	条例で規定しなければならない 兼職禁止規定の対象	定数：7名以内(具体的な人数は数条例で規定) 任期：4年 非常勤であり、例えば市議会議員との兼職も可
その他	町村の議会に関する規定を準用	財産区の運営に住民の意思を反映させる簡素な 審議機関 当該財産区の事務処理を監査することができる

議決権

同意権